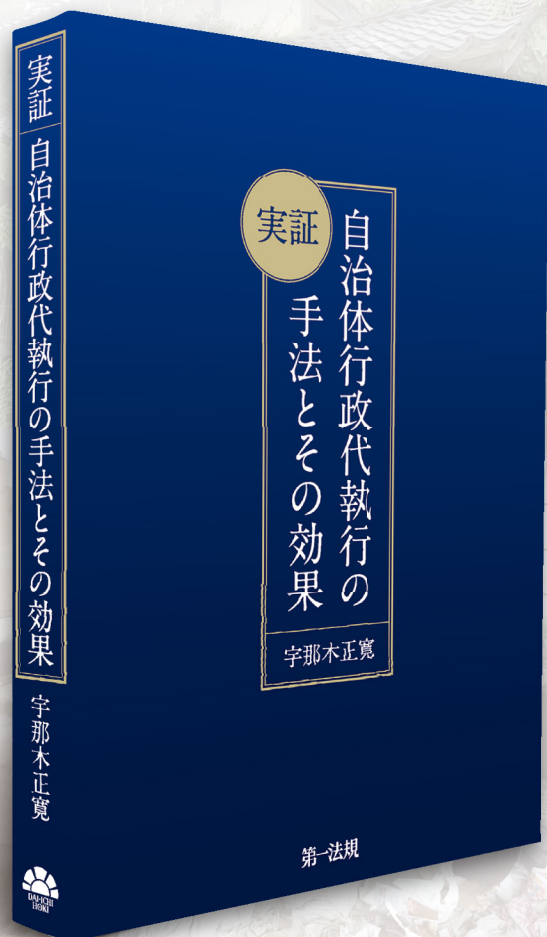


違法建築物、ごみ屋敷、空家等の除去のための「行政代執行」の手法と効果がわかる自治体職員のための手引書

実証 自治体行政代執行の手法とその効果



- 自治体の喫緊の課題である“空家”や“ごみ屋敷”問題解決の最終手段である「行政代執行」について、その意義、法的根拠、手法と効果、課題を豊富な職員経験を持つ著者が調査し、実証的に分析。
- 空家以外でも、急傾斜地など危険個所での住宅建築、産業廃棄物の不法投棄、小型船舶の放置等、行政代執行を自治体の最終手段として活用する典型的な場面を取り上げ、課題解決へ導く。

宇那木正寛 著

(鹿児島大学学術研究院法文教育学域教育学系教授)

A5判・320頁 定価:3,520円(本体:3,200円+税10%)

著者プロフィール

1962年生まれ。1987年広島大学法学部卒業、同年岡山市に入庁、2012年同市を退職。この間、例規審査、訟務、情報公開、市長政策秘書、政策法務、法務人材育成などの職責を遂行。2014年鹿児島大学法文学部准教授に就任、2016年同教授、現在鹿児島大学学術研究院法文教育学域教育学系教授。専門分野は、行政法、地方自治法、まちづくり論。

第12章 ごみ屋敷対策条例による行政代執行の課題(1)

第1節 問題の所在

近年、ごみなどが建物内やその敷地に堆積されることによる、悪臭や害虫の発生、火災のリスクなど、いわゆるごみ屋敷による生活環境の悪化が大きな社会問題となっている⁽¹⁾。こうしたごみ屋敷問題は、原因者の収集費、認知症や高齢化に伴う身体機能の低下、生活意欲の減退、セルフネグレクトなどによるものであるため、その解決に当たっては、これらの者に対する福祉的ケアが重要である。また、一度片付けが行われても、多くの場合、再度ごみ屋敷化するため、その対応に苦慮する自治体も少なくない。

こうしたごみ屋敷に対応するため、自治体では、足立区生活環境の保全に関する条例(平成24年条例39号)⁽²⁾の制定を嚆矢として、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例(平成25年条例133号)⁽³⁾、京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例(平成26年条例20号)⁽⁴⁾、豊田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する

(1) ごみ屋敷問題について福祉および法務の観点からの詳細な研究成果として、日本都市センター編「自治体による「ごみ屋敷」対策—福祉と法務からのアプローチ」(日本都市センター、2019年)がある。また、ごみ屋敷問題について条例立案の視点から解説するものとして、環境部「ごみ屋敷対策」に学ぶ事例づくり(ぎょうせい、2017年)がある。

(2) 条例制定経緯については、島田裕司「足立区「生活環境の保全に関する条例」の条例制定までの流れ」宇東史郎(編)『環境対策条例の立法と運用』(地域科学研究会、2013年)31頁以下も、また条例の運用状況については、佐藤光典「足立区の「ごみ屋敷」対策」日本都市センター編・自編『自治体「ごみ屋敷」対策』(ぎょうせい、2017年)16頁以下を参照。

(3) 条例の制定経緯等については、金野幸希「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」自治体法務研究4号(2016年)69頁以下を参照。

(4) 条例を解説するものとして、岡田博史「いわゆる「ごみ屋敷」対策のための条例について—課題を踏まえた自治体による条例制定に向けて」自治体法務セミナー53号(2014年)46頁以下、木本博「京都市の「ごみ屋敷」対策」日本都市センター編・自編『自治体「ごみ屋敷」対策』(17)16頁以下がある。

第1部 行政代執行の理論

第1章 行政代執行法2条にいう「当該行政庁」の意義

- 第1節 問題の所在
- 第2節 「当該行政庁」の解釈をめぐる学説および行政実務
- 第3節 命令発出権限と代執行権限を分離する立法例
- 第4節 両説における具体的相違点
- 第5節 法定代執行権限者説の合理性
- 第6節 今後の課題

第2章 行政代執行における執行対象(外)物件の保管等およびその費用徴収の法的根拠

- 第1節 行政代執行法の課題
- 第2節 執行対象外物件の保管
- 第3節 執行対象物件の保管
- 第4節 執行対象(外)物件の保管プロセス
- 第5節 代執行費用の範囲とその徴収
- 第6節 相当期間内に引き取られない保管物件への対応
- 第7節 相続財産管理制度を利用した執行対象(外)物件の保管、処分等
- 第8節 総括
- 第9節 今後の課題

第3章 道路機能障害とその回復手法——民事手法の優位的領域の発見

- 第1節 問題の所在
- 第2節 具体的事例
- 第3節 義務履行強制の体系
- 第4節 行政手法による原状回復
- 第5節 民事手法による原状回復等
- 第6節 不当要求者等への対応等
- 第7節 民事手法の優位的領域の発見
- 第8節 おわりに

第2部 行政代執行の実務と課題

第4章 急傾斜地法による緊急代執行の課題

- 第1節 問題の所在
- 第2節 法律の概要
- 第3節 事例の概要
- 第4節 執行過程における組織対応
- 第5節 代執行機能不全原因
- 第6節 本件事案から抽出される知見およびノウハウと今後の課題

第5章 廃掃法に基づく行政代執行の課題

- 第1節 問題の所在
- 第2節 不適正処理等に対する代執行制度の概要
- 第3節 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業
- 第4節 事例の概要
- 第5節 岡山市における産業廃棄物行政の執行体制
- 第6節 本件代執行から導出されるノウハウと問題点
- 第7節 今後の課題

第6章 水域管理三法による通常代執行の課題

- 第1節 問題の所在
- 第2節 水域管理三法による放置船舶等の撤去
- 第3節 水域管理三法による代執行の事例
- 第4節 撤去した放置船舶等の保管義務の有無および保管費用徴収の法的根拠

- 第5節 相当期間内に引取りがされない放置船舶等に対する最終処分スキーム
- 第6節 課題の解決に向けて

第7章 港湾法に基づく略式代執行の課題

- 第1節 問題の所在
- 第2節 放置船舶撤去に対する略式代執行のスキーム
- 第3節 神戸市みなど総局神戸港管理事務所の事例
- 第4節 神戸市の事例からみた略式代執行の課題
- 第5節 総括

第8章 土地収用法による行政代執行の課題

- 第1節 問題の所在
- 第2節 土地引渡システムの概要
- 第3節 事例の概要
- 第4節 裁判所の判断
- 第5節 移転対象物件の保管義務に関する従来の学説および裁判例
- 第6節 福岡高裁判決に対する評価
- 第7節 結論

第9章 都市計画法による行政代執行の課題

- 第1節 問題の所在
- 第2節 事例の概要
- 第3節 「著しく公益に反する」の判断
- 第4節 執行対象外物件の搬出と保管
- 第5節 占有者の退去等
- 第6節 代執行費用の徴収と民事保全手続
- 第7節 義務違反と刑事告発
- 第8節 積極的対応に向けて

第10章 空家法による行政代執行の課題

- 第1節 問題の所在
- 第2節 柏崎市の事例
- 第3節 板橋区の実例
- 第4節 緊急安全措置
- 第5節 総括

第11章 空家等除却代執行における残置物件等への対応と改正ガイドライン

- 第1節 問題の所在
- 第2節 残置物件等への対応と改正ガイドライン
- 第3節 熊本市の略式代執行に対する評価
- 第4節 総括

第12章 ごみ屋敷対策条例による行政代執行の課題(1)

- 第1節 問題の所在
- 第2節 横須賀市条例の制定経緯とその概要
- 第3節 他の条例との比較
- 第4節 横須賀市の事例
- 第5節 横須賀市の事例からみたごみ屋敷対策条例による代執行の課題
- 第6節 今後の課題

第13章 ごみ屋敷対策条例による行政代執行の課題(2)

- 第1節 問題の所在
- 第2節 蒲郡市条例の概要
- 第3節 事例の概要
- 第4節 蒲郡市の代執行に対する評価
- 第5節 予防的対応の重要性
- 第6節 今後の課題

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

実証 自治体行政代執行の手法とその効果

●定価3,520円(本体3,200円+税10%) [コード077875]

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者にて現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
---	--	--

年 月 日

〒

ご住所

機関名

部署名

公用
 私有

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail

棟

@

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からお問い合わせください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印